

社長ニ對シ

(1) 本年三月十八日労働争議解決條件中ノ解雇承認有十一名當時  
手當金ヲ證書トシテ交付シ新規採用ノ形式ニシテ引續キ採用中  
ノ者ヲ今後更ニ引續キ採用スルコト

(2) 従業員ノ解雇並ニ労働條件ヲ低下セシムルカ如キコト爲サズ  
ルコト

以上ノ従業員ノ要請トシテ同重役ヨリ新管理ニ付カ...

然シテ會社撤ヨリ組合加入ノ従業員等ノ消滅同時ニ或ノ組織  
ヲ零碎化シツ、アリ本月八日午後四時三十分東京工場従業員  
モ本社工場ニ集會シ而工場従業員合流シテ組合員望月流  
主事自島廣道等ニ引率サレ社長委託代理者ナル長松國岸ノ西  
氏ニ會見シ右記要請書ヲ提出シ午後六時頃退散書ノ内容ヲ

基礎トシテ押向答ヲ爲シタルカ結局要領ヲ得ヌ十三日之レカ  
田谷ノ爲ス旨約シ引揚シタルカ末ル廿四日ハ會社更生ノ臨時  
總會ヲ學士會館ニ於テ開催スル豫定ナルヲ以テ銀行側ハ自  
ノ持株九千株ノ努力ヲ以テ万般ノ議事ヲ通過セシムルナラン  
トノ豫測ノ下カラ何等カノ策動ニ出ラントシツ、アル一方工  
場内ニ於テハ嘆願書提出シ職會ニ今後ノ具體的斗争ヲ連策中  
ノ模様ニツキ動靜視察中ナリ

嘆願書

- 一 社長田崎父子ヲ現職ノ怨トスルコト
- 二 職給セサルコト
- 三 退職手當ヲ繼續スルコト
- 四 職首セサルコト
- 五 職員組合ヲ職首セサルコト

但シ辭職ノ場合ハ此を通リ手當ヲ支給スルコト